

別紙

諮問第1467号、第1468号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件一部開示決定1及び2において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都教育委員会が令和2年1月17日付け及び同月21日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定1及び2について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1に対し、令和2年1月17日付けで別表2に掲げる本件一部開示決定1を行った。また、別表1に掲げる本件開示請求2に対し、同月21日付けで別表2に掲げる本件一部開示決定2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、それぞれ令和2年3月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月16日に実施機関から諮問第1468号に係る理由説明書を、同年9月25日に審査請求人から諮問第1468号に係る意見書を、令和3年6月16日に実施機関から諮問第1467号に係る理由説明書をそれぞれ收受し、令和4年1月18日（第224回第一部会）から同年6月23日（第228回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1467号及び第1468号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件一部開示決定1及び2について

東京都中学校英語スピーキングテスト事業（以下「本件事業」という。）は、実施機関が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、実施機関と事業者が協定を締結し、実施機関の監修の下に作成した問題によるスピーキングテストを共同で実施するものである。

スピーキングテストは、都内公立中学校等第3学年の生徒を対象として、中学校で学習した英語を「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能のうち「話すこと」の能力を測るものであり、実施機関はその結果を活用し、小・中・高等学校における英語指導の改善を図るとともに、令和5年度以降の都立高等学校入学者選抜の英語検査において「話すこと」に関する評価を実施することとしている。

(ア) 本件一部開示決定1について

実施機関は、平成29年6月に「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」（以下単に「検討委員会」という。）を設置し、入学者選抜における「話すこと」の評価の在り方、英語検査改善の方向性、具体的な取組等について様々な視点から検討を行い、同年12月に検討委員会報告書を公表した。同報告書の提言を受け、実施機関は、平成30年4月に「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会」を設置して検討を開始し、検査内容等についてはフィージビリティ調査による検証を実施した上で、平成31年2月に報告書を取りまとめた。これらの検討を踏まえ、実施機関は、上記のとおり、英語を「話すこと」の能力を評価するためのスピーキングテストを実施することとしたものである。

別表1に掲げる本件開示請求1は、平成29年に実施した検討委員会の議事録の開

示を求めるものであり、実施機関はこれに対し、別表2に掲げる本件対象公文書1から4を特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から3を条例7条3号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定1を行った。

(イ) 本件一部開示決定2について

実施機関は、本件事業を実施する事業者（以下「本件事業者」という。）を選定するため、平成31年3月に募集要項等を公表し、同年4月に4事業応募者からの企画提案を受け付け、令和元年5月の技術審査委員会で審査を行って最優秀事業応募者を決定し、公表した。

同年6月、実施機関と最優秀事業応募者は、当該最優秀事業応募者を事業予定者として決定すること等を内容とする「基本協定その1」を締結し、同年8月、実施機関と事業予定者は、当該事業予定者を本件事業者として正式に決定するとともに、本件事業の実施に関する基本的事項等を定める「基本協定その2」を締結した。同協定において、実施機関と本件事業者は、事業年度ごとに実施協定を締結するものとしており、同年10月、「実施協定（令和元年度）」を締結した。

別表1に掲げる本件開示請求2は、実施機関と本件事業者が締結した基本協定及び令和元年度の実施協定の開示を求めるものであり、実施機関はこれに対し、別表2に掲げる本件対象公文書5から9を特定し、同表に掲げる本件非開示情報4から9を条例7条2号、3号、4号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定2を行った。

ウ 本件非開示情報1から9の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

本件非開示情報1について、実施機関は、当該情報を公にすることにより、検討委員会に対する取材を行った報道機関が特定され、当該報道機関がどのような取材を行っているかが明らかになり、その競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1は、実施機関による取材案内に応じて検討委員会に対する取材を行った報道機関の名称であることから、これを公にしたとしても、当該報道機関の独自の取材活動に関する情報が明らかになり、競争上

又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条3号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報2及び3について

- a 実施機関は、検討委員会は外部有識者、区市町村教育委員会関係者（以下「外部関係者」という。）等により構成され、会議を非公開で実施する前提で、非公表の内容を含め様々な情報を共有し、自由かつ率直な意見交換により本質的な検討を行う目的で設置されたものであることから、本件非開示情報2を公にすることとなると、委員の発言や議論が当たり障りのないものとなるおそれや、検討過程の情報に関する憶測が拡散し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとともに、外部関係者との信頼関係が損なわれ、今後、外部関係者からの協力が得られなくなるおそれがあると説明する。また、本件非開示情報3を公にすることとなると、検討過程の情報に関する憶測が拡散し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとともに、外部からの干渉等により自由かつ率直な検討が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると説明する。

これに対し、審査請求人は、どのような議論が交わされ、スピーキングテストの導入が決まったのかは広く都民が知るべき情報であり、どのような立場の委員がどのような発言をしたのかが分からなければ、検討委員会が出した結論が適切なのか、なぜスピーキングテストを導入する必要があるのか等の検証はできないとして、実施当時に自由な発言を促すために会議を非公開にしたとしても、決定後に議事録を公開すべきであると主張する。

- b 審査会が確認したところ、「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会設置要項」において、検討委員会は都立高等学校入学者選抜における英語4技能の評価の在り方について検討するため設置し、英語4技能を評価するための具体的な方法、費用負担等機会の公平性の担保、入学者選抜への導入までのスケジュール等の事項について検討するものであること、委員は外部関係者、学校関係者等をもって構成すること、会議は原則として非公開とするが、会議要旨及び会議資料については原則として公開すること等が規定されている。また、本件対象公文書1から4

においては、本件事業を実施する背景・経緯、様々な検討事項等について、各委員がそれぞれの立場で発言し、議論を行った内容が逐語的に記録されていること及び発言者名は開示されていることが確認できた。

- c 条例1条は、「都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資すること」を条例の目的として定めており、その趣旨として、都政に関する情報を広く公開することにより、都政に対する的確な認識と評価に基づく都民の意思形成が可能となるとしている。このことに鑑みると、本件事業のように新たな事業や制度を構築する際の議論の過程に係る情報については、会議の公開、非公開にかかわらず、可能な限り公にしていけることが条例の目的に沿った対応であると考えられる。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2及び3のうち、別表3に掲げる部分については、会議冒頭の挨拶や委員長の議事進行に係る発言、検討委員会報告書や会議要旨において公表されている内容に相当する発言、委員の知見に基づく情報提供に係る発言等の内容であり、これを公にしたとしても、本件事業に係る意思決定の中立性に疑念が生じることや委員との信頼関係が損なわれることにより本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、外部からの批判、干渉等を懸念して今後の同種の会議における自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあるとは認められないので、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

しかしながら、本件非開示情報2のうち、委員が教育現場の実態の具体的な説明、国や他団体の事例に対する見解等を述べた部分や、本件事業の内容、実施方法、問題作成の方向性等に対する見解、検討委員会報告書案に対する意見等を述べた部分であって、会議が非公開であることから事後に公にされることはないとの認識で率直に発言したと認められるものについては、これを公にすることとなると、委員が自己の発言内容について批判や干渉を受けることを懸念し、本件事業への協力に消極的となるおそれや、今後の同種の会議における自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあると認められる。また、本件非開示情報3のうち、費用負担の在り方について具体的な数字を挙げつつ説明している部分については、これを公にすることとなると、検討段階の情報が明らかになり、本件事業の経費として実施機関が想定していた金額が推測されるなど事業の実施に支障が生じるおそれや、今後の同

種の検討において自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 のうち、別表 3 に掲げる部分を除くその他の部分については、公にすることにより、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、本件事業に関し、実施機関と本件事業者が締結した協定書における本件事業者の印影であり、これを公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報 4 は条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 について、実施機関は、問題の作成過程に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となると説明する。

これに対し、審査請求人は、適切に難易度調整が行われているか否かは広く都民に公開されチェックされるべき内容であると主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 は、本件事業の事業計画において、各年度に複数の問題セットを作成するに当たっての難易度の確認、調整等に関する内容が記載されたものであり、問題作成に係る具体的かつ詳細な情報であると認められることから、これを公にすることにより、公正・公平な試験の実施が妨げられ、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 5 は条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 について、実施機関は、いずれも本件事業者の知見やノウハウに関する情報であり、これらを活用して本件事業を効果的・効率的に実施するものであると説明する。また、当該情報は本件事業者が試験実施団体として独自に開発した情報資産であることから、公にすることにより、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると説明する。

これに対し、審査請求人は、本件事業は公の意味合いが非常に強いものであり、優先すべきは事業者の情報資産を守るのではなく公正・公平な試験の実施であって、実施機関が本件事業者への委託により本件事業を実施するのであれば、都民に対する丁寧な説明が必要であり、情報開示がその前提であると主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報6は、本件事業の実施において、採点に関することや情報流出の予防策について本件事業者が有する技術、ノウハウ等が詳細に記載されたものであり、これを公にすることにより、本件事業者の事業活動に不利益が生じ、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報6は条例7条3号に該当すると認められ、このうち採点基準・採点方法に関する内容及び情報流出の予防策に関する内容について同条6号該当性を判断するまでもなく、いずれも非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7について、実施機関は、本件事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると説明する。

これに対し、審査請求人は、本件事業に対し実施機関が適切な事業費で委託をしているのかは都民が知るべき情報であると主張する。

審査会が見分したところ、本件事業者の本件事業に係る令和元年度から5年度までの収支計画及び令和元年度の単年収支計画において、収入欄の金額は開示している一方で、本件非開示情報7は、支出欄の項目別金額及び利益欄の金額であり、本件事業者の経理方針、利益見込み等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、本件事業者の事業運営が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報7は条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8のうち、事業者の社員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

一方、本件非開示情報8のうち、事業者の社員の業務従事年数については、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することができることとなる情報とは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められないので、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

(ク) 本件非開示情報9について

本件非開示情報9について、実施機関は、本件事業に係るプレテストの実施会場として協力を得た学校等の名称であるところ、当時、本件事業に対する関心が高く、外部から学校へ直接の問合せ等が想定され、その対応のために学校業務に支障が生じるおそれがあるとして学校名を公にしないことを条件に協力を依頼していたが、それにもかかわらず実際に報道機関から取材を受け、教育活動に支障が生じたとする学校が複数あったと説明する。

審査会が検討したところ、本件事業を取り巻く当時の状況を踏まえると、学校や生徒に対し本件事業に係る取材がなされ、それにより学校運営や教育活動に影響が及ぶことは想定されることであり、実施機関の上記の説明は首肯できるものであることから、本件非開示情報9は、これを公にすることにより、実施機関と学校との信頼関係が損なわれ、本件事業にとどまらず、今後の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報9は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件開示請求1及び2

本件開示請求	
1	「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」(2017年)の議事録全て
2	(1) 都立中学校英語スピーキングテストで都と〇〇が結んだ基本協定 (2) 都立中学校英語スピーキングテストで都と〇〇が結んだ令和元年度の実施協定

別表2 本件一部開示決定1及び2

(本件一部開示決定1)

本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
1	東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会 (第1回) 議事録	1	報道機関の名称	7条3号
		2	委員の発言内容	7条6号
2	東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会 (第2回) 議事録	1	報道機関の名称	7条3号
		2	委員の発言内容	7条6号
		3	事務局職員の発言内容 (39頁21行目から40頁2行目まで)	7条6号
3	東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会 (第3回) 議事録	2	委員の発言内容	7条6号
		3	事務局職員の発言内容 (24頁16行目から24行目まで)	7条6号
4	東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会 (第4回) 議事録	1	報道機関の名称	7条3号
		2	委員の発言内容	7条6号

(本件一部開示決定2)

本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
5	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト (仮称) 事業	4	事業者の印影	7条4号

	基本協定その1			
6	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト (仮称) 事業 基本協定その2	4	事業者の印影	7条4号
7	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト (仮称) 事業 別紙 事業計画	4	事業者の印影	7条4号
		5	難易度調整に関する内容(5頁及び6頁)	7条6号
		6	採点基準・採点方法に関する内容 (9頁及び10頁)	7条3号 7条6号
		6	情報流出の予防策に関する内容 (17頁及び18頁)	7条3号 7条6号
		7	事業収支計画の支出に関する内容(24頁)	7条3号
8	中学校英語スピーキングテスト〇〇 実施協定(令和元年度)	4	事業者の印影	7条4号
9	中学校英語スピーキングテスト〇〇 別紙 実施計画(令和元年度)	4	事業者の印影	7条4号
		6	AIを活用した採点に関する内容(14頁)	7条3号
		7	単年収支計画の支出に関する内容(24頁)	7条3号
		8	事業者の社員の氏名及び業務従事年数 (2頁)	7条2号
		9	実施会場の名称(3頁、4頁及び5頁)	7条6号

別表3 開示すべき部分

本件対象 公文書	開示すべき部分
1	本件非開示情報1 本件非開示情報2のうち、6頁16行目から19行目まで、8頁15行目から9頁14行目10文字目まで、9頁18行目28文字目から10頁2行目まで、10頁3行目から

	<p>10行目29文字目まで、10頁16行目から29行目まで、10頁30行目から11頁6行目まで、11頁7行目から16行目21文字目まで、11頁16行目27文字目から22行目まで、11頁23行目から27行目まで、11頁28行目から12頁18行目まで、12頁19行目から29行目まで、12頁30行目から13頁15行目まで、13頁16行目から23行目まで、13頁24行目から25行目まで、14頁15行目39文字目から23行目まで、14頁24行目、15頁2行目から4行目まで、15頁25行目から16頁3行目まで、16頁4行目から6行目38文字目まで、16頁11行目から13行目26文字目まで、17頁24行目、17頁25行目から27行目37文字目まで、17頁29行目16文字目から行末まで、17頁30行目から18頁11行目まで、21頁11行目、21頁12行目から22頁14行目まで、22頁15行目から20行目まで、24頁21行目から26行目20文字目まで、25頁6行目から10行目まで、25頁18行目、25頁23行目、25頁24行目から26頁1行目6文字目まで、26頁13行目、27頁7行目から16行目まで、27頁19行目38文字目から21行目まで、27頁22行目から23行目2文字目まで、27頁27行目から29行目まで、27頁30行目から28頁3行目まで、28頁14行目から24行目23文字目まで、29頁19行目、30頁9行目から20行目まで、31頁4行目から10行目まで、32頁18行目から25行目まで、32頁26行目から29行目39文字目まで、33頁22行目から26行目まで、33頁27行目から34頁7行目まで、34頁8行目から28行目まで、35頁8行目から12行目まで、35頁13行目から25行目まで、35頁26行目から36頁2行目まで、36頁3行目から4行目19文字目まで、36頁12行目7文字目から22行目まで、36頁23行目から26行目まで、36頁27行目から37頁12行目まで、37頁17行目から38頁5行目まで、38頁18行目から27行目まで、39頁19行目、39頁25行目37文字目から40頁4行目まで</p>
2	<p>本件非開示情報1</p> <p>本件非開示情報2のうち、4頁2行目から9行目まで、5頁21行目から26行目まで、6頁19行目から23行目17文字目まで、6頁25行目16文字目から7頁2行目まで、7頁4行目から7行目まで、8頁5行目から9頁1行目まで、9頁21行目から22行目まで、9頁23行目33文字目から24行目まで、10頁9行目8文字目から25文字目まで、10頁11行目35文字目から12行目まで、10頁18行目34文字目から19行目まで、11頁1行目から12行目まで、11頁13行目から15行目6文字</p>

	<p>目まで、12頁2行目から3行目まで、12頁10行目、12頁18行目20文字目から24行目まで、13頁18行目から25行目まで、14頁11行目、15頁13行目、15頁14行目7文字目から20文字目まで、17頁10行目8文字目から18文字目まで、18頁19行目、19頁5行目から7行目まで、19頁8行目、19頁17行目行頭から17文字目まで、19頁17行目37文字目から21行目まで、20頁9行目10文字目から27文字目まで、20頁28行目から21頁2行目まで、21頁3行目7文字目から23文字目まで、21頁20行目から21行目まで、22頁7行目、22頁8行目、23頁4行目5文字目から行末まで、23頁5行目8文字目から24文字目まで、23頁14行目、23頁28行目8文字目から25文字目まで、24頁3行目34文字目から行末まで、25頁10行目8文字目から24文字目まで、25頁25行目から29行目まで、26頁17行目、27頁29行目から28頁2行目まで、28頁22行目から24行目19文字目まで、34頁1行目から4行目19文字目まで、34頁16行目2文字目から17行目まで、34頁18行目から22行目まで、35頁18行目17文字目から行末まで、35頁19行目から20行目14文字目まで、36頁13行目8文字目から29文字目まで、36頁17行目、37頁11行目、38頁24行目、39頁7行目から8行目10文字目まで、39頁19行目4文字目から20行目まで、40頁3行目から4行目11文字目まで、40頁6行目7文字目から20文字目まで、40頁13行目から14行目まで、41頁4行目から8行目まで</p>
	<p>本件非開示情報3のうち、39頁21行目から23行目27文字目まで</p>
<p>3</p>	<p>本件非開示情報2のうち、3頁2行目から9行目まで、4頁4行目から9行目まで、4頁10行目から11行目まで、4頁21行目から24行目まで、4頁25行目から5頁3行目まで、5頁12行目7文字目から13文字目まで、5頁28行目6文字目から29行目まで、5頁30行目から6頁3行目まで、6頁16行目から18行目まで、7頁25行目、7頁26行目、7頁27行目、11頁19行目から20行目17文字目まで、15頁11行目から13行目26文字目まで、16頁5行目8文字目から18文字目まで、16頁6行目19文字目から10行目19文字目まで、16頁13行目6文字目から行末まで、16頁14行目、16頁15行目、16頁29行目から30行目18文字目まで、17頁2行目40文字目から3行目まで、20頁21行目から23行目まで、21頁14行目8文字目から30文字目まで、21頁22行目から23行目まで、21頁24行目7文字目から17文字目まで、22頁10行目16文字目から11行目まで、22頁12行目8文字目から</p>

	<p>21文字目まで、22頁18行目から20行目10文字目まで、22頁20行目40文字目から21行目まで、24頁1行目から5行目まで、24頁13行目33文字目から14行目まで、24頁15行目、24頁25行目から26行目まで、25頁17行目、26頁10行目7文字目から39文字目まで、26頁11行目4文字目から14行目8文字目まで、26頁14行目14文字目から15行目まで、26頁17行目、26頁22行目8文字目から18文字目まで、27頁20行目7文字目から36文字目まで、27頁21行目2文字目から行末まで、30頁9行目8文字目から21文字目まで、30頁18行目から23行目まで、31頁14行目から18行目まで、33頁25行目から26行目まで、33頁27行目、33頁28行目、36頁8行目8文字目から29文字目まで、36頁24行目、36頁25行目から26行目11文字目まで、37頁4行目10文字目から行末まで、41頁26行目から28行目まで、42頁5行目から13行目まで</p>
	<p>本件非開示情報3のうち、24頁16行目から18行目24文字目まで、24頁23行目13文字目から24行目まで</p>
<p>4</p>	<p>本件非開示情報1</p> <p>本件非開示情報2のうち、3頁19行目から24行目まで、4頁13行目から15行目まで、4頁17行目から19行目まで、4頁30行目から5頁4行目まで、5頁6行目から7行目まで、6頁27行目から29行目まで、6頁30行目から7頁9行目まで、7頁10行目から15行目まで、7頁16行目から17行目まで、7頁18行目から22行目まで、7頁23行目から30行目まで、8頁1行目から6行目まで、8頁14行目から16行目まで、8頁17行目から27行目まで、8頁28行目から9頁2行目まで、9頁3行目から4行目まで、9頁6行目から7行目まで、9頁10行目から12行目まで、10頁3行目から9行目まで、10頁11行目から12行目まで、11頁5行目から11行目まで、11頁12行目から17行目まで、11頁18行目から21行目まで、11頁22行目から27行目まで、11頁28行目から12頁4行目まで、12頁16行目、12頁17行目、12頁18行目から20行目まで、14頁6行目、15頁11行目、16頁10行目、18頁19行目、20頁11行目、21頁2行目から3行目まで、21頁13行目から15行目まで、21頁17行目から19行目まで、22頁13行目、22頁20行目、23頁19行目、24頁16行目、24頁19行目から22行目まで、25頁2行目8文字目から21文字目まで、25頁4行目、25頁10行目37文字目から12行目まで、26頁21行目から24行目</p>

	まで、27頁5行目、27頁7行目、27頁8行目から12行目まで、27頁14行目、27頁30行目から28頁3行目まで、28頁29行目、29頁3行目12文字目から5行目まで、29頁24行目、30頁8行目、30頁10行目から11行目まで、30頁23行目から28行目まで、30頁30行目から31頁5行目まで、32頁23行目から30行目まで
9	本件非開示情報8のうち、事業者の社員の業務従事年数